

# 2020年度 事業計画

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

## — 国・町田市における学童保育をめぐる動き —

### <国の動き>

学童保育は2019年5月時点で25,881か所（前年比553か所増）、利用児童数は、1,299,307人（同64,941人増）で、いずれも過去最多人数となっています。（厚生労働省 放課後児童クラブ実施状況調査より）

国は、2018年9月に「2021年度までに約25万人を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人の受け皿を整備」しようとする「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要課題としています。

「新・放課後子ども総合プラン」では、一体型の放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子供教室の実施について「一体型として実施する場合でも、学童保育の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある」という考え方が示されました。

学童保育の「全国的な一定水準の質の確保」に向けて、2014年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「省令基準」）が、2015年には「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）が定められ、専門的な知識と技能を修得した「放課後児童支援員」の資格を有する指導員が従事することが位置づけられました。学童保育の拡充には、この配置をさらに充実させることが重要です。

全国的に支援員不足が課題になっているなかで、新制度施行から3年もたたないうちに、離職者の多さや人手不足の解消策を、「従うべき基準」の廃止や緩和に求めようとする一部の地方自治体や地方三団体からの提案が、「地方分権の議論の場」で検討され、2018年末に「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に緩和することが閣議決定されました。学童保育の「従うべき基準」を参酌化する児童福祉法改定は、2019年5月に成立し、2020年4月より施行されることになりました。

「従うべき基準」の参酌化は、全国の学童保育の質に格差をいっそう生み出すことになり、子どもたちの成長・発達及び安全確保が難しくなると考えられます。

学童保育の「従うべき基準」の参酌化にかかわって、2019年10月3日付 厚生労働省子ども家庭局長通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の実施について」と2019年10月3日付 子育て支援課長通知「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取り組みの推進について」が発出されています。「省令基準」に示された放課後児童支援員の資格と配置基準の位置づけが「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更されましたが、その基準の内容は変わるものではないとしています。

### <町田市の動き>

町田市は国の参酌化の動きに関しては、「町田市放課後児童健全育成事業の設置及び運営の基準に関する条例」を改正する計画はなく、現行の学童保育クラブ事業の水準を維持していく

としています。

新・町田市子どもマスタープランの前期行動計画が2019年度で終了となることをうけ、2020年度からの後期行動計画が作成され、新・町田市学童保育クラブ質の向上5か年計画と町田市学童保育クラブ研修基本方針が同マスタープランに入ることになりました。

町田市では、国の「新・放課後子ども総合プラン」が策定されたことで、従来より取り組まれていた「まちとも」事業を見直し、2021年度までに全小学校区で町田市放課後等子ども遊び場見守り事業「新たなまちとも」への移行を進めています。2020年度は新たに8校が始まり32校で実施されます。「新たなまちとも」では、学校ごとに運営協議会を設置し、学校関係者、PTAや青少年健全育成協議会の関係者、学童保育の支援員等が構成員になります。実施内容については協議会ごとに決めており、活動のプログラムの企画段階から協力すること、活動中の児童の安全対策を連携して行うなど、常に情報共有に努める必要があります。

また、2019年6月議会において2022年3月末をもって、つるっこ学童保育クラブの閉所が決定し、2020年3月議会で「町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」2021年度より「対象学童を小学校に就学している者」に条例改正されました。

2018年度より開始された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の導入に際し、町田市学童保育クラブ研修基本方針が策定されました。2019年度より支援員の資質向上の取り組みとして町田市主催研修を「町田市放課後児童支援員資質向上研修」として位置づけ、実施されています。

また、夏休みに放課後等ディサービスへの中抜けの試行が行われ、2020年度から利用条件に該当した場合、放課後等ディサービスの中抜けを認めることになりました。

### <法人の動き>

当法人は、「子どもは地域の中で見守られながら育つ」「地域の子育てネットワークづくりに貢献する」といった考え方を大切に学童保育事業を中核としながら、地域の子ども達を視野に入れた事業展開をめざします。

町田市の指定管理者制度は指定管理期間は5年を基本としています。2020年度は金井・鶴川・どろん子・南大谷学童保育クラブの指定管理者再選定が行われます。継続して運営できるよう、最善の努力をつくします。

# I. 事業概要

## 1. 法人事業

### 1) 基本理念

地域における子育て支援事業を通し、以下のことを目標とする。

- (1) 子ども達が健やかに成長できる地域
- (2) 子どもの発達を保障し最善の利益を尊重する子育て環境づくり
- (3) 子どもと家庭を見守り、支えあえる地域
- (4) 子ども・保護者・市民が相互に交流し、理解とふれあいを深める環境づくり
- (5) 市内の子育て支援ネットワークの一員として地域に貢献する

### 2) 基本事業

#### (1) 子育て支援事業

- ①乳幼児の子育て支援事業（ぷちくれよんひろば）
- ②子どもの居場所づくり事業（にじいろキッズ）

#### (2) 子育て支援事業に関する調査・研究活動

#### (3) 啓発活動および情報提供

- ①広報紙「くれよん」の発行
- ②ホームページによる情報提供
- ③その他必要な事項

### 3) 個人情報保護

- (1) 個人情報の適正な管理
- (2) 職員教育の徹底

### 4) 苦情解決

法人の苦情解決制度による適正な運用

### 5) 内部統制

監事による法人事業全般に関する適正な監査の実施

## 2. 学童保育事業

### 1) 事業の目的

保護者の就労等により放課後の保育を必要とする小学生の生活を保障し、異年齢の子ども集団の中でその心身共に豊かな発達を保障することをめざし、あわせて地域における「子育て支援」の一端を積極的に担う。

### 2) 事業の運営方針

- (1) 保護者と職員が力をあわせ、子どもによりよい環境をつくる
- (2) 保護者が安心して働くことができるよう、保育の充実をめざす
- (3) 子育て支援を担う福祉施設であることを自覚し、地域に開かれた学童保育をめざす
- (4) 安全に十分配慮した適正な施設管理の徹底を図る

### 3) 事業の運営形態

町田市学童保育クラブ設置条例に基づく指定管理者として、協定により運営を行う。

### 4) 利用対象者

#### (1) 利用対象者

- ①町田市の条例等の定めにより入会を許可された児童
- ②町田市の要項に定める緊急一時保護を要する児童

#### (2) 定員

町田市との協定による児童数

#### (3) 利用期間

年度ごとの利用申請とする

### 5) 施設の名称および所在地

名 称	所在地	備 考
大蔵学童保育クラブ	大蔵町286	大蔵小学校内
大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町3865	ゆくのき学園内
金井学童保育クラブ	金井町2612-183	金井小学校内
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	高ヶ坂6-7-1	高ヶ坂小学校内
函師学童保育クラブ	函師町 239-19	函師小学校内
そよかぜ学童保育クラブ	成瀬7-11-1	南第二小学校内
つくし野学童保育クラブ	つくし野2-21-11	つくし野小学校内
鶴川学童保育クラブ	鶴川6-5	鶴川第三小学校内
どろん子学童保育クラブ	金森東3-22-24	南第四小学校隣接
なかよし学童保育クラブ	忠生 3-10-2	忠生小学校内
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	成瀬2-8	成瀬中央小学校内
南大谷学童保育クラブ	南大谷811-1	南大谷小学校内
わんぱく学童保育クラブ	小川3-10-1	小川小学校内

### 6) 児童定数および職員配置

	児童定数	支援の単位	障がい児	正規職員	常勤(有期)	非常勤職員
大蔵	134	3	0	3	3	1
大戸のびっ子	45	1	0	3	0	0
金井	103	3	0	2	2	2
高ヶ坂けやき	77	2	0	2	1	1
函師	110	3	1	3	2	2
そよかぜ	80	2	0	3	0	1
つくし野	73	2	0	3	0	1
鶴川	90	2	0	4	0	0
どろん子	112	3	4	3	3	5
なかよし	90	2	1	2	1	2
成瀬中央あおぞら	45	1	0	2	1	0
南大谷	110	3	2	3	3	3
わんぱく	90	2	0	3	1	1
事務局				4	0	0
	1,159	29	8	40	17	19

### 7) 事業内容

#### (1) 学童保育事業

- ①保護者との協働による保育の実施
- ②施設維持・管理業務

- ③事務に関する業務
- ④苦情解決に関する業務
- (2) 学童保育の啓発活動
  - ①クラブ通信の発行
  - ②ホームページによる情報提供
- (3) 関係機関、団体との連携
- (4) 利用者アンケートの実施

#### 8) 指定管理者制度

指定管理期間	クラブ名
2020年度まで	金井、鶴川、どろん子、南大谷
2023年度まで	大蔵、高ヶ坂けやき、図師、そよかぜ つくし野、なかよし、成瀬中央あおぞら、わんぱく
2024年度まで	大戸のびっ子

### 3. 中期計画の展開

第4期中期計画（2018～20年度）において、法人として実施すべき活動の方向性を定める。中期計画の具体化に関しては、法人の事業計画において到達点や課題を明らかにし、その都度、必要な見直しを図る。

また、2020年度は、第4期中期計画の最終年度であるため、第5期中期計画の検討を行う。

#### <第4期 中期計画 目標>

- ①子どもへの支援の在り方を見直す。
- ②保護者への支援の在り方を見直す。
- ③町田の学童保育・子育て支援事業の発展に貢献する。
- ④法人の質的強化をすすめる。

## Ⅱ. 法 人 事 業

### 1. 組織運営

#### 1) 理事会

法人の事業計画および予算の作成、人事に関する決定を行い、円滑な運営および経営に責任を負う。必要に応じて理事懇談会を開催し、法人組織のあり方の検討を行う。

#### 2) 評議員会

法人の業務執行に関する重要な事項で、理事会から諮問を受け、意見を求められた事項の審議を行う。年3回開催し、法人の組織運営に関する意見や提案を積極的に行う。

#### 3) 事務局

法人の業務を円滑に実施するため、事務を処理し定款の定める事業を推進する。人材育成として職員研修を実施し、人事考課制度の適正な運用を図る。事務局の日常業務の効率化のため、人事ソフト導入に伴い、個別に管理していたデータを一元化する。また、事務局員の教育プログラムを整備し、外部セミナー等の参加を含め、研修体系をつくる。

学童保育事業、にじいろキッズ事業・ぷちくれよんひろば事業へボランティアを積極的に受入れるのために、システム整備を行う。

#### 4) 各種委員会

名 称	内 容
運営委員会	法人組織運営、事業全般に関し、理事と施設責任者の職員で業務執行状況の確認および調整を行う。定期的を開催することで、法人組織内の重要事項の伝達等を行う。
調査研究委員会	「高学年保育」に関する調査研究
人事委員会	雇用する職員の人事関係全般に関する事務を取り扱う。
苦情解決委員会	事業全般に対する苦情について、適切な対応を行うことにより、法人事業の利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図る。

#### 5) 責任者会議

毎月、法人の業務を円滑に実施するためクラブ間および事務局との連絡・調整を行う。また、施設責任者は運営委員会に出席し、法人組織運営に関する業務執行状況の報告および調整を行う。

#### 6) 職員の諸会議

##### (1) 正規職員全体会

情報共有および人材育成を主な目的とし、年3回開催する。

##### (2) ブロック会議

毎月、ブロック会議を開催し、情報共有および業務標準化を図る。

Aブロック	高ヶ坂けやき、図師、そよかぜ、成瀬中央あおぞら、南大谷
Bブロック	大戸のびっ子、つくし野、どろん子、わんぱく
Cブロック	大蔵、金井、鶴川、なかよし

(3) プロジェクト・課題別の会議

正規職員が中心となり、諸課題に取り組む活動を行う。2020年度は、①ぷちくれよんひろば②にじいろキッズ③専門性④広報紙「くれよん」発行に取り組む。

## 2. 人材確保

### 1. 人材確保

国の示す職員配置基準を守るため、計画的な人材確保を行う。

(1) 内部登用の条件等の整備のための検討を行う。

(2) 大学訪問

近隣の大学を中心に事務局が訪問し、大学関係者と情報交換を行う。また、新卒の学生に向けた情報提供を行う。

(3) 就職説明会

社会福祉協議会主催の「福祉の仕事」(就職説明会)に参加し求人活動を行う。

(4) 法人ホームページの活用

人材確保のために「支援員の仕事内容」「働いている職員の思い」等をホームページに掲載し、情報提供を行う。

## 3. 人材育成

### 1) 基本的な考え方

法人理念および専門性に基づく次世代の職員を育成し、人事体系の確立を図る。

(1) 利用者(子ども・保護者)の立場にたった保育サービスを提供できる職員の育成

(2) 法人理念を理解し、社会的に求められる役割を果たすことができる職員の育成

(3) 職場の課題解決に積極的に取り組む意識および能力の向上

(4) 自己啓発の奨励・促進

(5) 町田市学童保育クラブ研修基本方針を参考に研修計画を策定する。

## 2) 研修（正規職員）

区分	種類	備考
法人内研修	階層別研修	初任者 ①法人理念、ビジネスマナー ②個人情報 ③安全管理・危機管理 ④メンタルヘルス ⑤発達 ⑥記録の取り方(1) ⑦集団づくり ⑧苦情解決(1) ⑨保護者支援 ⑩理念と実践
		中堅者 ①保護者との関わり ②実践検討 ③記録の取り方(2) ④児童虐待防止 ⑤子育て支援 ⑥苦情解決(2) ⑦保護者会支援 ⑧人事考課 ⑨福祉サービスの組織性
		管理者 ①OJT担当者研修 ②人事考課 ③ラインケア研修
	交換研修 (クラブ間研修)	クラブ間の保育実践交流および保育の質向上を目的とし実施
	全階層	高学年保育・生活づくり
職場外研修	町田市放課後児童支援員資質向上研修	年8回
	全国学童保育指導員学校 全国学童保育研究集会	全国学童保育連絡協議会主催の研修
	関係諸機関による研修	子ども家庭支援センター、
	他のクラブとの合同研修会	町田市学童保育運営者協議会主催の研修
	福祉職員職務階層別研修	東京都社会福祉協議会の主催する研修会
	その他	人材育成・組織運営マネジメントに関するセミナー、ボランティアコーディネーター等
	事務局研修	NPO法人組織運営に関するセミナー 組織運営マネジメントに関する研修 労務管理等の実務講座
資格取得	放課後児童支援員 防火管理者講習 普通救急救命講習 上級救急救命講習 衛生推進者養成講習	初任者 初任者 初任者 中堅者 管理者
その他	①全クラブへ専門書を整備し、自己啓発のための学習の促進を図る ②「子育てひろば」に関する研修会	

## 3) 非正規常勤職員・非常勤職員教育

年3回を基本に非常勤職員の職員教育を行う。テーマによっては地区別に開催する。新規採用者を中心に「放課後児童支援員」の研修を受講する。

## 4) 再雇用職員の職務内容について

定年退職を迎えた再雇用職員の役割について、見直しを行う。

## 5) 教育プログラム

- (1) 階層別に、正規職員の日常業務に関する教育プログラムにより、各階層で身につける専門知識の体系化を図る。
- (2) 人事考課に基づくフィードバック面接を、有期雇用職員を含め、定期的に行う。
- (3) 正規職員のOJT研修の体系化を行い、教育プログラムの見直しを進める。

(4) 正規職員のそれぞれのキャリアアップに沿った研修を受講させる。

(5) 東京都社会福祉協議会の福祉の出前研修を申請する。

#### 6) 各クラブへの保育巡回

事務局による各クラブへの巡回指導を年2回以上行い、保育内容の質の向上、業務標準化等に関する指導・相談を行う。また、その際に職員面談を実施する。

### 4. 啓発活動

法人全体の取り組みや課題、学童保育をめぐる状況、各クラブの様子等を伝え、情報発信およびコミュニティーづくりとして広報活動を行う。

また、学童保育を利用する保護者や職員、地域の関係機関にむけ、学童保育をめぐる動きや課題等の情報提供および交流を目的とした啓発活動を行う。

#### 1) ニュース発行

(1) 広報紙「くれよん」 年6回発行

市内の子どもに関わる機関、団体へ「くれよん」を配布する。

(2) 「ぷちくれよんだより」 季刊発行

ぷちくれよんひろば利用者へ子育てに関する情報提供を目的に「ぷちくれよんだより」を発行し、登録家庭へ配布する。

#### 2) ホームページの充実

(1) 法人の組織や活動、および学童保育に関する情報発信を行う。

(2) 各クラブの基本情報を保護者へ提供する。

(3) ぷちくれよんひろば・にじいろキッズのページに、毎月の活動紹介、実施予定、満足度調査の結果等を掲載する。

(4) ボランティア受入の窓口として、ホームページに各クラブの募集状況を掲載する。

#### 3) その他

(1) 10月以降に実施される就学時健診にむけて案内チラシを配布。

(2) 学童保育月刊誌「日本の学童ほいく」の普及を図る。

### 5. 子育て支援事業

#### 1) 緊急一時保護

「町田市学童保育クラブ緊急入会事務要項」に基づき、町田市より緊急一時保護児童の受け入れの依頼があった場合、各クラブの定数にかかわらず受入れを行う。

#### 2) 通所支援事業

「町田市学童保育クラブ通所支援に関するガイドライン」に基づき、町田の丘学園に在籍する児童の通学バス停までのお迎え事業を行う。

### 3) ふちくれよんひろば事業

目的	地域の乳幼児およびその保護者への遊び場提供および交流を図る
実施クラブ	5クラブ(金井、函師、どろん子、そよかぜ、南大谷)
時期	4月および8月を除く毎月3回を基本
内容	午前中に、季節にあわせた企画の実施、および施設開放 ・地域のボランティアと協力し、連携を図る ・地域子育て支援センターとの連携を図り、地域子育て支援連絡会に出席する
利用者満足度調査	年1回 実施予定
広報活動	・「ふちくれよんだより」を季刊発行し、保護者へ情報提供を行う ・チラシ作成、学校へチラシ配布の協力依頼を行う。 ・公共施設等へ掲示の依頼

### 4) にじいろキッズ事業

目的	クラブを卒会した4～6年生の春・夏休みの居場所をつくる
実施クラブ	7地区(鶴川、忠生、南、成瀬、高ヶ坂、相原、金井)
時期	4月:4日間 7～8月:10日間を基本とする。
内容	高学年活動にふさわしいプログラムの実施 ・地域のボランティアと協力し、連携を図る ・高学年の意見を取り入れた企画にする
その他	・報告書作成、配布 ・ニーズ調査の実施 ・受け入れ対象児童の範囲を検討 ・高学年保育の開始を受け21年度以降の企画の開催及びプログラム内容を決める。

### 5) 卒会した児童と家庭へ子育て支援

- (1) 学童保育クラブで実施される行事等において、卒会した児童との交流を図る。
- (2) 卒会した児童の保護者から寄せられる、子育てに関する相談を必要に応じて行う。

## 6. 保護者会活動への支援

### 1) 保護者会活動への支援

「子どもは地域の中で見守られながら育つ」を大切にしながら、学童保育を通じて「地域で知り合いができた」となるよう、法人として保護者会活動への支援のあり方を見直す。また、保護者会活動を通じて「我が子の成長が感じられる」「我が子の友達と触れ合うことができる」を軸に、活動内容や職員による関わり方等を整理する。

### 2) 保護者会との連携

各クラブ保護者会相互の連携を深め、交流を図るとともに、身近な子育て支援の輪を広げる。あわせて学童保育クラブの充実のために協働をすすめる。

- (1) 各保護者会と法人との懇談会の開催(年3回)
- (2) ソフトボール大会による保護者会相互の交流

## 7. 関係団体・機関との連携

### 1) 行政との連携

- (1) 指定管理者として、行政と必要な事項の協議および連携を行う。
- (2) 地域子育て支援ネットワーク連絡会に参加し、児童虐待防止および地域の子育て支援に関する連携を図る。
- (3) すみれ教室等、地域の子育て支援に関する諸機関との連携を図る。
- (4) 町田市教育センターが主催する「特別支援学校連絡協議会」に参加し、特別な支援が必要な児童の保育・療育等に関する連携を図る。

### 2) 学童保育に関する団体との連携

町田の学童保育における共通課題について、情報の交流および連携

- (1) 町田市学童保育クラブ父母会連絡協議会（父母連協）
- (2) 町田市学童保育を考える会（考える会）

### 3) 子どもに関する事業を行う団体・法人との連携

- (1) 町田市学童保育運営者協議会との連携

市内で学童保育クラブを運営する法人でつくる「町田市学童保育運営者協議会」に参加し、情報交換を行う。必要に応じて、学童保育事業に関する共通の課題を行政と協働し改善することを目的に、意見交換を行う。

運営者協議会と連携し、町田市で実施される支援員交流研修会の充実を図る。また、運営者協議会において実施される合同研修会を充実させる。

- (2) 市民協働フェスティバル「まちカフェ！」に参加し、町田市内の子育て支援に関わる諸団体・NPO 法人に関する情報を収集し、交流・連携を図る。
- (3) 「新たなまちとも」を運営する運営協議会との協力・連携を図る。

## 8. 苦情解決

法人苦情解決制度に基づき設置された、苦情解決委員会を定期的に開催し、保護者および地域から寄せられた苦情に対し迅速・誠実に対応するとともに、改善・向上のための検証を行う。また、学童保育事業に関する苦情内容は、行政に速やかに報告し、内容によっては連携して解決を図る。

## 9. 学童保育の充実にむけた運動の支援

児童数の増加により狭あい化している施設の課題を解消するために、必要に応じて町田市との協議および懇談を行う。

学童保育の充実のための課題に対し、諸団体と連携する。

## 10. その他

### 1) 労働安全衛生の推進

労働災害の防止、職員の健康を確保するため、法令に基づき労働安全衛生の推進を図り、計画的に「安全衛生推進者」の資格取得のための講習を受講する。

事業所としての義務となっている、職員のメンタルヘルスケアに関し、年2回以上、セルフチェックを実施する。また、新規採用職員に対しセルフケア講習、および管理者むけのラインケア講習等、適宜実施していく。

## 2) 震災で被災した学童保育への支援金の取組み

全国学童保育連絡協議会が実施している「東日本大震災学童保育募金」および「平成30年7月豪雨学童保育支援募金」「北海道胆振東部地震学童保育支援募金」に引き続き協力を行う。

## 3) 法人基盤

会の目的に賛同する会員を増やし、会を支えるとともに、学童保育運動の発展を図る。また、会員募集の仕方について見直しを行う。

## 4) 事業拡大

(1) 「ぶちくれよんひろば」および「にじいろキッズ」等の子育て支援事業に対する助成金獲得のための申請手続きを行う。

(2) 長年培ってきた保育のノウハウを活かし、講師派遣や出前講座のプログラムを検討する。

(3) ボランティア制度の見直し、活性化

事務局がボランティア受入れのセンターとなるよう、システムを整備し、各クラブのボランティア団体の把握、ニーズ調査等を行う。また、職員のボランティアコーディネーター研修の受講を計画的に進める。

# Ⅲ. 学童保育事業

## 1. 保育基本理念

「倫理綱領」「倫理綱領に基づく行動指針」「保育実践のガイドライン」「学童保育所保育指針」等、保育理念に関する法人諸規定に基づき、保育方針を定める。

## 2. 保育の目的

児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童の、豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の心身の発達を支援する。

### 1) 保育目標

- (1) 命や自然を大切にする心を育む
- (2) 自立（律）する力をつける
- (3) 子ども同士の関わりの中で自己肯定感を育む
- (4) 健康な体と豊かな感性をもった心を育む
- (5) 自分の考えを表現できる力をつける

### 2) 保育基本方針

- (1) 児童を健やかに育てるため、保護者と職員が協力し、「共育て」を行う
- (2) 児童をとりまく情報や映像があふれる中で、豊かな感性と人間らしさが育つよう、良質な文化と自然体験を児童に保障する

## 3. 保育の質の向上

### 1) 高学年保育

2021 年度より導入される高学年保育に向け、発達などの研修の参加、保育環境の検討を行い、受け入れ体制を整える。

### 2) 保育に関する自己点検の導入

定期的に振り返りシートを活用し、全職員が自身の保育について振り返り保育の質の向上と標準化に努める。

## 4. 事故防止対策

### 1) 子どもの事故防止

半年ごとにクラブで子どもの事故に関するヒヤリハットをまとめ分析し、事故防止に努める。また、毎日保育の開始前、週、月単位で、施設・設備・遊具等、チェックリストをもとに点検を行う。

(1) 児童への健康指導・安全指導

健康指導	手洗い・うがいの習慣を身につける。正しく手洗いができているか年に2回以上、手洗いチェッカーを使用し指導する。
	熱中症対策など自身の健康管理ができるよう指導する。
安全指導	学区の通学路マップ等を使い、年に3回（4、7、2月）交通安全指導を行う。
	年度当初に、施設内外の危険個所、遊具の使い方や遊び方に関する指導を行う。

(2) 食物アレルギー対応、食品の賞味期限の管理

食物アレルギー対応マニュアルおよびチェックリストをもとに、日常の食品管理、おやつ時の事故防止対策を徹底する。また、エピペン講習等の支援員教育を行う。

食品アレルギーをもつ児童の家庭と面談を行い、個別対応プランを立てプランに基づきおやつ等の提供を行う。

食品の賞味期限の管理は、チェックリストに基づき、複数の職員で確認をして提供をする。定期的に食品の在庫管理を徹底する。

(3) 熱性痙攣・てんかんの対応

座薬の挿入に関する意見書、同意書兼依頼書をもとに対応する。

2) 防災・不審者対応

(1) 火災事故防止

全クラブに防火・防災管理者を配置し、消防計画をもとに適切な訓練等を行う。

また、火災防止のため、チェックリストを基に毎日、点検を行う。

法定の消防設備保守点検が義務付けられている施設は、年2回点検を受ける。

(2) 児童・職員の訓練

町田市の防災マニュアルに基づき、自然災害時や不審者対応等の訓練を毎月行う。また、職員教育として警察署、消防署職員による訓練をそれぞれ年1回、実施する。

町田市の土砂災害・洪水ハザードマップで危険個所となっているクラブ（のびっ子・そよかぜ・南大谷・金井）は、1学期に訓練を実施する。

新たなまちとも連携し避難訓練を実施する。

	火災	地震	不審者
4月	児童・職員	児童・職員	職員
5月	児童・職員	児童・職員	児童・職員
6月		児童	
7月	移動防災教室(児童)		
8月	児童		児童
9月		児童	
10月	児童		
11月	児童・職員★		
12月		起震車体験(児童)	職員★
1月	児童		
2月		児童	
3月		児童	児童

★関係機関による訓練

### 3) 衛生管理

衛生管理チェックシートに基づき、施設・設備の維持管理を日・月・年単位で行う。

調理関係	使用前に消毒などを行う。
遊具の消毒	定期的アルコール消毒を行う。
感染症、伝染病等	熱中症、ノロウイルスなどに対処法の職員教育を行う。

## 5. 地域との交流

### 1) 交流・合同行事

各クラブ間の相互交流、および運営主体が異なる他クラブとの交流を積極的にすすめ、「町田の学童保育クラブ」として交流および連携を図る。

### 2) 地域との交流を目的とした行事の実施

#### (1) 地域の諸団体との交流

地域の自治会や「子どもの安全見守り隊」など、地域での子どもの安全と健やかな成長を願う団体と、行事を通して交流を図る。

#### (2) 学童保育に在籍する子どもと地域の子どもの交流を目的に、取り組みを実施する。

## 6. 社会活動

子どもが身近な活動を通して社会に関心を持つよう、保育の中で取り入れていく。

#### (1) 「みちピカ町田」の活動に参加し、地域の清掃活動を行う。

#### (2) 町田市3R推進課の出前環境講座を受けエコ活動に取り組む。

## 7. 保護者支援

### 1) 保育参加

保護者が保育を体験できる機会をつくるため、保育参加を実施する。参加者を増やすため、年間を通じて実施する、保護者が学校を訪れる機会に合わせて実施する等、工夫をする。

### 2) 個別の家庭支援

子どもの成長を伝える機会として、個人面談を年1回以上、全家庭を対象に実施する。職員と保護者の信頼関係づくりに重点をおいて、個別支援を行う。

## 8. その他

### 1) 利用者アンケート

9月に各クラブ保護者に対し満足度調査を行う。また、アンケート結果を分析し、施設運営・保育の質の向上をめざす。アンケート結果および改善策については、12月までに保護者へ報告する。

### 2) 自己点検

学童クラブ事業内容について年に一度、放課後児童クラブ自己チェックリストを用

いて、事業内容向上に向けた取り組みに努める。

### 3) 業務改善

セキュリティに十分な配慮した上で、データのクラウド化による、クラブ間の情報の共有化をすすめ業務の効率化を図る。

### 4) ボランティア等の受入れ

- (1) 近隣大学や、市民活動のコーディネーター、ボランティアセンター等と連携を図り、ボランティア受入の拡大を進める。受入れにより、外部の方から見た視点を取り入れ、施設運営のあり方を見直しを進める。
- (2) 中学生や高校生の職場体験、実習等の受入れを行う。
- (3) 町田ボランティアセンターの「夏ボラ」に登録し、受け入れを行う。